

# 東日本大震災により直接的な被害を受けられた方へ

## 災害復旧資金融資【略称：災】、災害関係保証

### ○激甚災害指定

東日本大震災による災害が、平成 23 年 3 月 13 日に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和 37 年法律第 150 号) に基づき激甚災害指定され、平成 31 年 3 月 31 日までの間、同法第 12 条に規定される『災害関係保証』が適用されます。

### ○災害関係保証（東日本大震災）の概要

【実施期間】平成 23 年 3 月 14 日～平成 31 年 3 月 31 日

直接的な被害を受けられた中小企業者の事業の再建に必要な資金調達を支援する制度です。

- ・激甚災害指定期間内の平成 31 年 3 月 31 日までに融資実行する必要があります。
- ・比較的低金利でのご利用が可能です。
- ・「災害復旧資金融資」では、東京都が信用保証料の全額を補助します。

### ○東日本大震災

項目	東京都制度融資 災害復旧資金融資【略称：災】	全国統一制度 災害関係保証
1. 対象となる方	次のいずれかに該当する中小企業者等 1.地震・津波等により直接被害を受けた方 →区市町村長等の罹災証明が必要 2.原発事故に係る警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域内に事業所を有する方 →納税証明書、商業登記簿等の確認が必要  ※事業所は、主たる事業所のみならず、支店・工場・作業所・倉庫等も含まれます。 主たる事業所が被災地域外であっても、支店等が被災地域内にあれば差し支えありません。 ※間接被害のみを受けた者は、本保証の対象となりません。	
2. 融資限度額	8,000 万円	2 億 8,000 万円 (組合 4 億 8,000 万円)
3. 資金用途	運転資金・設備資金 (ただし、事業の再建に必要な資金)	
4. 貸付形式	証書貸付 (貸付期間 1 年以内の場合、手形貸付も可能)	
5. 保証割合	責任共有対象外 (100%保証)	
6. 融資期間	10 年以内 (据置期間 2 年以内を含む)	10 年以内 (据置期間 1 年以内を含む)

7. 返済方法	分割返済 (貸付期間1年以内の場合、一括返済も可能)		
8. 融資利率	【固定金利】年1.5% (注1) 利子補給あり	金融機関所定の利率	
9. 保証料率	(年%)		
	保証付融資合計額	500万円以下	500万円超1000万円以下
	保証料率	0.40%	0.70%
		1000万円超	0.80%
	*保証付融資合計額は【安定化】の残高を除きます。 *東京都制度融資(災害復旧資金融資)では、東京都が信用保証料の全額を補助します。		
10. 担保	必要に応じて		
11. 保証人	法人代表者(組合は代表理事) 以外は原則として不要		
12. 必要書類	通常の申込書類等のほか、区市町村長等が発行する「罹災証明」等		

(注1) 東京都が融資後1年間を限度に、融資額全額について0.50%の利子を補給します。

## ○ご利用の手続き

### ・対象となる方1 「罹災証明」

罹災証明取得	区市町村長等の証明を受けていただきます。
--------	----------------------



保証申込	罹災証明を添付し、信用保証の申込みをします。
------	------------------------

### ・対象となる方2

計画区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域内に事業所を有する確認	納税証明書、商業登記簿謄本等の確認書類を添付し、信用保証の申込みをします。
-----------------------------------	---------------------------------------

保証申込手続きについては[こちら](#)

東日本大震災に係る中小企業・小規模事業者資金繰り支援策については[こちら](#)

(中小企業庁ホームページ内情報ページへのリンク)